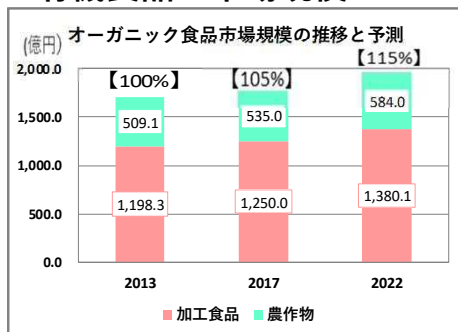


(7) 有機農業の拡大

1. 取組の必要性（背景）

- 食に対するニーズが多様化する中で、環境保全にも配慮した有機農業の取組に支えられた有機食品に対する需要は着実に広がっており、今後もさらなる伸びが確実に見込まれています。
- また、本県の豊かな自然環境や、まじめに生産に取り組む県民性等のイメージを消費者にダイレクトに理解してもらえる有機農業は、今後本県の農産物のブランディングを進めていく上で、重要な柱の一つになります。
- 島根県は、有機農業（有機JAS認証ほ場）の耕地面積に占める割合が全国上位で、全国で唯一県立農林大学校に専攻課程を設置するなど先進的な取組を進めてきましたが、「有機農業といえば島根県」「島根県の農業といえば有機農業」と謂われるよう、さらに取組を加速させていくことが必要です。

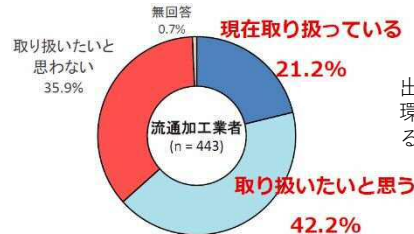
■有機食品の市場規模



出展：農林水産省公表資料
 【参考】株式会社矢野経済研究所「オーガニック食品市場に関する調査(2018年)」
 注1:農産物は事業者売上高ベース、加工食品は小売金額ベース
 注2:2022年以降は予測値

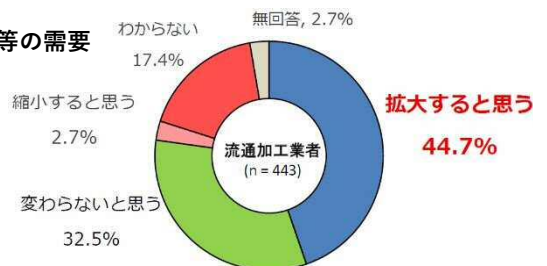
■流通・加工事業者の意識

○有機農産物等の取り扱いの意向

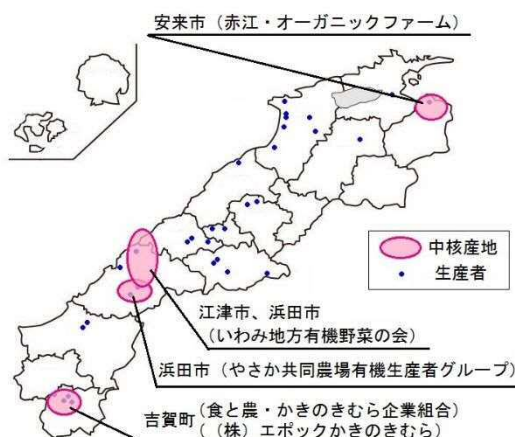


出典：農林水産省生産局農業環境対策課「有機農業をめぐる事情」（令和元年8月）

○今後の有機農産物等の需要



■県内の有機農業の中核産地



■経営面積別の生産者割合（H30）



出典：島根県調べ

2. これまでの進め方の課題

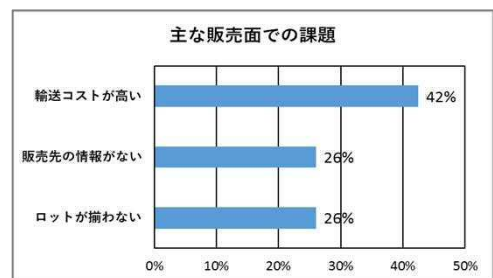
- 島根県の有機農業割合は長年全国トップクラスでしたが、有機農業全体の面積がピーク時（平成27年）から約5%減少するなど、近年停滞しています。
- この根底には、県内の有機農業に大きく「豊かな自然環境や地域農業を守るための取組（生き方としての有機農業）」と「市場を意識し、農業経営を発展させるための取組（産業としての有機農業）」の2つの方向が入り交じる中で、県として、方針を明確にした施策が打ち出せなかったことにあります。
- 今後は、有機農業が県農業全体をリードできるような取組となり農業産出額100億円増という将来ビジョンの実現に資する観点からも、既存の担い手が有機農業の生産を拡大するとともに、多くの新規就農者が有機農業に取り組み、経営を自立していけるような施策が求められています。
- また、
 - ① 規模の小さい生産者が大部分（生産者の70%が経営面積1ha未満）を占める中で、供給ロットの確保や物流等のコストの課題から、加工業者や県外の有望な実需者との取引が十分開拓・確保されてこなかった
 - ② 県の「エコロジー農産物推奨制度」の位置付けが曖昧だったこともあり、消費者・実需者に強い訴求力のある「有機JAS認証」取得へのステップアップが滞ったなどの課題も早急に解決していく必要があります。

■耕地面積に占める有機JASほ場面積割合（R1）

田		畑		田+畑	
1 東京都	1.53%	1 島根県	1.68%	1 鹿児島県	0.72%
2 石川県	0.66%	2 大分県	1.56%	2 宮崎県	0.64%
3 沖縄県	0.37%	3 滋賀県	1.36%	3 熊本県	0.59%
⋮				⋮	
15 島根県	0.12%			8 島根県	0.42%

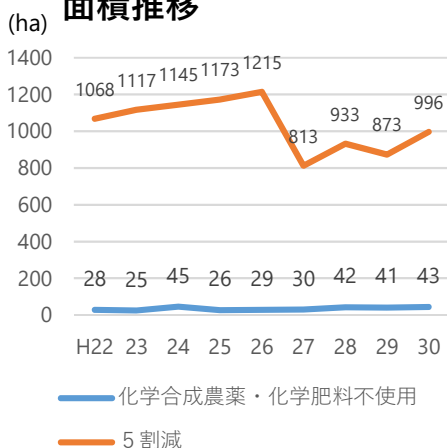
出典:令和元年度農林水産省公表資料から算出

■販売面での主な課題(H30)



出典：有機JAS取得者（53人）に対するアンケート結果（回答数29人）

■県エコロジー農産物の面積推移



出典：島根県調べ

■県エコロジー農産物制度の見直し概要

	現行制度 【エコロジー農産物推奨制度】	新制度(R2～) 【しまねエコ農産物ガイドライン制度】
対象農産物	農薬・化学肥料を慣行の5割以上削減した農産物	
ポイント	エコファーマーが土作りを行った圃場に限定	制限なし(誰でもほ場の制限なく取り組める)
	県統一マークの使用可	県で統一したマークはなし
確認	県が直接確認	新たに定める県の表示ガイドラインに基づき、生産者が自ら確認

3. 今後の進め方のポイント

(1) 消費者ニーズに応える生産拡大

独自の販路や一定のロットを有し、県内の有機農業をけん引する産地を中核産地として位置づけ、さらなる販路の拡大により生産面積の拡大や新規就農者の着実な確保を図ります。

具体的な販路の中心は、高価であっても有機農産品の価値を高く評価する消費者が多い都市部を想定しており、首都圏において、鳥根県産有機農産物を積極的に取り扱う小売事業者との結びつきを強化し、確実な販路の拡大を図るとともに、混載便や事業者連携をはじめとした物流改善にも取り組みます。

令和元年度から、鳥根県の農林水産物の魅力を評価し、PRや販売促進などの視点から産地づくりに向けた協力をいただける企業と「パートナー企業連携協定」を締結する制度を開始したところであり、こうした取り組みを拡大しながら、首都圏での販売対策を強化していくこととしています。

また、有機食品を製造する県内外食品製造事業者と産地・農業者のマッチングを図るとともに、学校給食での有機農産物の利用促進などを進め、県内においても有機農産物の安定的な販路確保と消費拡大を図ります。

(2) 新規就農者の確保

これまで、中核産地を有する市町等と協力して、有機農業に関する就農パッケージを作成し、新規就農者の確保を進めてきました。

今後、これまでの内容をさらに拡充し、地域における研修先の拡大、優良農地の確保、有機栽培技術の早期習得、中核産地との一元販売や販路共有、住まいなどを包括的に網羅した、有機農業版「包括的就農パッケージ」の作成を進め、UIターン新規就農希望者等が安心して有機農業を選択できる環境整備を進めるとともに、新規就農者の着実な確保につなげます。

また、就農候補者に対しては、有機農業に取り組む上で必要となる対策がスムーズに実施されるようコーディネートを行っていく担当者を新たに配置し、早期の経営確立を図ります。



[中核産地のハウス団地(安来市)]



[首都圏での鳥根県産有機野菜コーナー]



[就農フェアでの先輩農業者の事例発表]



[就農バスツアー有機栽培ほ場見学
(江津市)]

(3) 有機JAS認証取得の促進

県では、令和2年度から、従来の県エコロジー農産物推奨制度を県のガイドラインに基づく自己確認制度にする等の見直しを実施しており、今後は、減農薬等に取り組みながら「有機」に高いハードルを感じていた農業者を中心に、農産物等に「有機」の表示ができ取組の信頼度が格段に向上する「有機JAS認証」の取得を推進します。

また、有機JAS認証取得への支援を強化し、生産者の負担や不安の軽減を図ることで、認証取得の拡大を図ります。

(具体的な支援内容)

- ① 有機JAS認証の新たな取得等に必要な経費（認証手数料、講習会受講料等）支援を拡充
- ② 認証アドバイザーを設置し、認証取得のための指導・助言体制を強化
- ③ 生産者向け講習会等の充実
- ④ 技術実証、加工品試作等への支援



認定機関名

[有機JASマーク]



4. 5年後の目指す姿

成果指標	有機JASを取得した有機農産物の販売額を10億円以上増加（H29:13億円）
	有機農業での新規就農者を30名以上増加（過去5年平均：3.6人/年）
	有機JAS認証取得者を160名以上増加（H29：45人）



● 有機JASの面積シェア1.0%以上を実現

【有機JAS認証ほ場の耕地面積割合（有機JAS認証ほ場面積）】

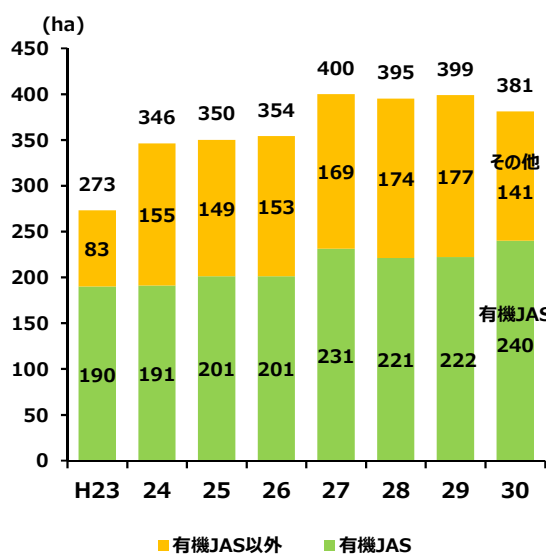
（現 状） （目 標）

2019年 0.4%（155ha）⇒ 2024年 1%（370ha）

②有機農業

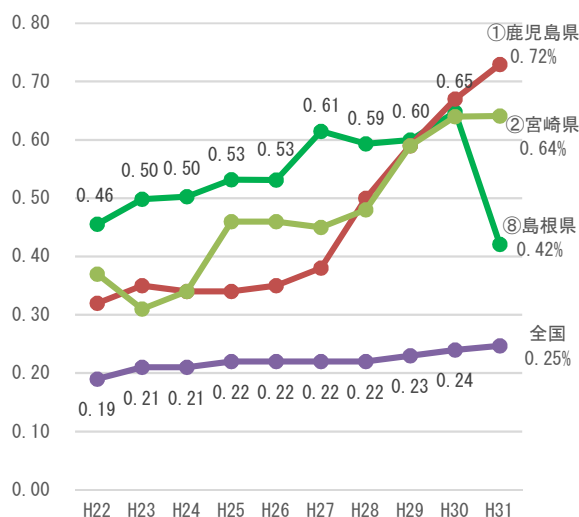
- 有機農業については、全国で唯一、県立農林大学校に専攻課程を設置するなど先進的な取組を進めてきており、有機農業（有機JAS^{注1}認証ほ場）の耕地面積に対する割合は全国上位です。
- 毎年5名前後が有機農業で新規就農しています。
- 有機農業者の7割以上が経営規模1ha未満と規模の小さい生産者が大部分を占めており、供給ロットや販路の確保、労働力不足や輸送コストなどの課題があり、県全体の取組面積は近年横ばいで推移しています。

■有機農業の取組面積の推移



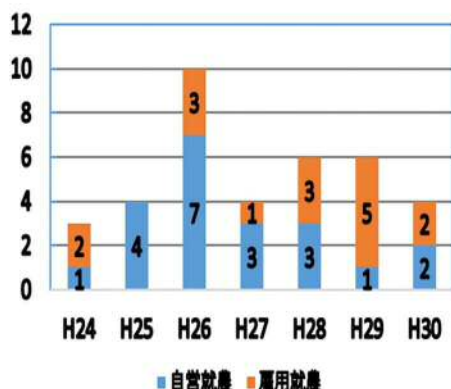
出典：島根県推計値

■耕地面積に占める有機JASほ場面積割合



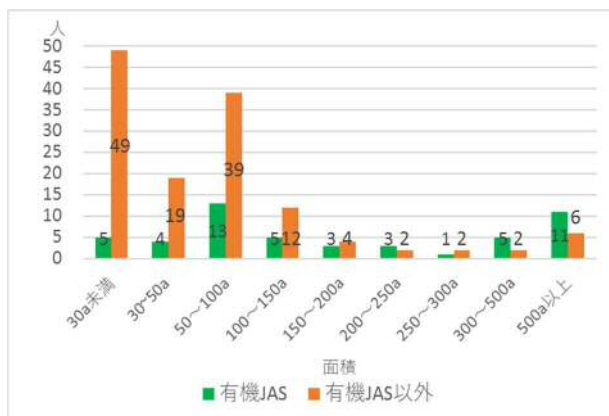
出典：農林水産省公表資料から算出

■新規就農者の推移（有機農業）



出典：島根県調べ

■有機農業者の経営規模（H30）



※有機農業者数：185（有機JAS:50、有機JAS以外:135）

出典：島根県推計値

注1：JAS法に基づく「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査・認証